

平成 26 年度 厚生労働省委託事業

「がんと診断された時からの相談支援事業」

実施要綱

健発 0602 第 4 号

平成 26 年 6 月 2 日

公益財団法人

日本対がん協会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成 26 年度がんと診断された時からの相談支援事業の実施について

がんは我が国において昭和 56 年から死因の第 1 位であり、国民の生命及び健康にとって重要な課題となっていることから、平成 19 年 4 月に「がん対策基本法」が施行され、「がん対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が同年 6 月に策定され、平成 24 年 6 月に見直しがされたところである。

基本計画では、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方針について定めたところであり、「がんに関する相談支援と情報提供」はその成果や達成度を計るための主な個別目標に掲げられているところである。

「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の実現に向けて、これまでがん患者やその家族に対する相談支援事業を行ってきた公益財団法人日本対がん協会における蓄積された知識や経験を活かし、がん患者やその家族に対する相談体制の支援を行うため、別紙のとおり「平成 26 年度がんと診断された時からの相談支援事業実施要綱」を定めたので、これにより当該事業を実施されたい。

平成26年度がんと診断された時からの相談支援事業実施要綱

1. 目的

この事業は、がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）全体目標の1つとして新たに掲げられた、新たにがん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現するため、がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策を推進し、がん患者とその家族に対する相談体制の支援を行うことを目的とする。

2. 事業の実施主体

公益財団法人日本対がん協会

3. 事業の内容

(1) 相談支援体制の実態調査等

医療関係者、カウンセラーなどの有識者やがん患者団体等の当事者により構成されるがん患者向け相談支援のための冊子等の作成委員会を設置し、がん患者等との意見交換や地域統括相談支援センター等におけるがんの相談支援に対するニーズ・評価について実態把握調査を行い、情報収集した相談支援体制に対する課題、改善点などを明らかにする。

(2) 相談冊子等のドラフト作成

がん患者やその家族の目線に立ち、多くのがん患者やその家族の悩みの解決に役立ち、利用しやすい冊子等を作成する。また、必要に応じ、実際に試行的な運用を行うことにより、検証及び必要な改善を行う。

(3) その他

本事業の実施に必要な事項であって、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課と協議の上、決定する。

4. 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

5. その他の留意事項

(1) この事業を推進するに当たっては、関係機関等と密接な連絡をとり、事業の円滑な実施を図るものとする。

(2) この事業により収集した個人情報等の取扱については、関係規定等を遵守し、十分配慮して取り扱うものとする。